

令和2年度「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」
「結果」の措置状況一覧

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	今回の措置状況	基準日
75	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 2 経営戦略 (3) 結果及び意見 ① 水道事業について 【結果1】 経営戦略については、適宜見直し、フォローアップを実施する必要がある。</p> <p>経営戦略が真に実行され経営の実効性をより高めていくためには、計画と実績の対比、その結果に基づく改善処置、適宜の経営戦略の見直しが必要となる。しかしながら、奈良市企業局においては平成27年度に中長期計画の見直しを予定していたが、実際には行われなかった。また、実績との対比についても内部資料に留まるのみであり、有効に活用されているとは言いがたい状況であった。</p> <p>現在の中長期計画は平成23年度の改訂後約10年が経過し、人口や財政状況といった計画の前提条件や、平成30年に水道法が改正されたように水道を取り巻く環境も当時と変化している可能性がある。また、近年は特に自然災害の発生など、想定外と言われていた事象が頻繁に発生していることから、事業の運営状況を適時適切に把握し、経営戦略の見直しを適時に行っていくことの重要性がより増している。</p> <p>従って、記載にあるように3年から5年程度のスパンで適宜に経営戦略の見直しを実施し、より経営の実効性を高めるよう施策を講じていく必要がある。</p> <p>なお、現在、管路整備計画の策定、また、後述するアセットマネジメントの実施作業も同時並行で実施しており、令和5年度運用開始を目標として中長期計画の見直しを実施している。</p>	経営企画課	措置済	令和6年11月20日に中長期計画及び経営戦略を一体化して作成した「奈良市水道事業中長期計画（R6改訂）VISION2031」を策定し、企業局ホームページ上で公表しました。 令和7年5月31日現在
76	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 2 経営戦略 (3) 結果及び意見 ① 水道事業について 【結果2】 アセットマネジメントを適宜実施する必要がある。</p> <p>奈良市企業局においては、平成22年度から、現有資産の検証作業を始めており、今後は具体的な資産データの整理手法について検討し、また他都市における手法についての調査も行い、将来にわたり持続可能な水道事業を実現するための効率的なアセットマネジメントを実施していくとしている。しかしながら、平成26年度において資産調査を行ってはいるものの、当該調査結果から、更新計画の修正若しくは再策定、又は、財政収支の見直しについての再検証等はなされておらず、中長期的な視点での経営管理がなされているとは言いがたい状況である。</p> <p>中長期的な視点を持って、更新需要や財政収支の見直しを立てることにより、財源の裏付けを有する計画的な更新投資が可能となり、また、水道施設の健全性や更新事業の必要性・重要性について、水道利用者や議会等に対する説明責任を果たすことができ、信頼性の高い水道事業運営を達成するためにも、アセットマネジメントを実施することが求められる。</p> <p>なお、令和5年度の運用開始を目標として中長期計画の見直し実施しているが、そこではアセットマネジメントが考慮されたものとなる予定となっている。</p>	経営企画課	措置済	更新需要は、急激な水道料金の高騰を招くことがないよう、更新対象の延命化やダウンサイジングによる規模適正化、状態監視保全の考え方及び近年の更新実績等を勘案した判断が必要となります。このことを踏まえ、令和6年度に公表した中長期計画においては、いくつかの投資シナリオから収支のシミュレーション及び資産の健全度を総合的に考慮した最適な投資計画を採用することとしました。 令和7年5月31日現在

令和2年度「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」
「結果」の措置状況一覧

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	今回の措置状況		基準日
77	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 2 経営戦略 (3) 結果及び意見 ② 下水道事業について 【結果3】 下水道事業について、経営戦略の策定、ストックマネジメントの導入を実施する必要がある。</p> <p>現在、令和2年度内の完成を目標として経営戦略を策定中であるが、監査対象年度までに経営戦略は策定されていない。また、ストックマネジメントは、令和3年度以降に実施する予定となっており、監査対象年度までにストックマネジメントは導入されていない。このような状況においては、中長期的な下水道事業の課題を把握することが困難であるばかりか、事業遂行に必要な投資判断が適切に行えず、経営の意思決定を誤るおそれがある。 将来的に下水道事業を継続的に事業遂行できるようにするためにも、必要となる経営戦略の策定、ストックマネジメントの導入が必要である。</p>	経営企画課	検討中	令和7年度に下水道中長期計画の策定を目指しており、その中に経営戦略の内容も含んでいるためその中でストックマネジメント計画を経営戦略に反映できるよう努めています。	令和7年5月31日現在
77	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 2 経営戦略 (3) 結果及び意見 ② 下水道事業について 【結果4】 策定中の経営戦略がストックマネジメントを反映した計画となっていない。ストックマネジメントを反映させ、経営戦略を精緻化させる必要がある。</p> <p>上述のように、奈良市企業局におけるストックマネジメントは、令和3年度以降に実施する予定である。従って、令和2年度に策定予定の下水道事業の経営戦略は、ストックマネジメントの結果を利用せずに策定することとなる。しかしながら、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理するためには、ストックマネジメントの実施が必要である。 ストックマネジメント実施後は、再度経営戦略を精緻化させることが必要である。</p>	経営企画課	検討中	令和7年度中に策定予定の下水道中長期計画の中に経営戦略の内容も含まれており、策定にあたっては、さらなる精緻化を目指しています。	令和7年5月31日現在

令和2年度「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」
「結果」の措置状況一覧

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	今回の措置状況	基準日
78	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 2 経営戦略 (3) 結果及び意見 ③ 水道事業及び下水道事業に共通の事項 【結果5】 経営戦略の策定後、その進捗度や実施結果について、積極的な住民、議会への説明責任を果たされたい。</p> <p>(1) ②厚生労働省の動向及び(1) ③国土交通省の動向に記載したように、経営戦略の策定、実行により、経営に関する目標とリスクの明確化、また、保有施設に関してリスク評価による客観的な点検・調査及び改築・修繕の優先順位に基づく施設管理、長期的な事業見通し等が実現でき、住民、議会への説明責任(アカウンタビリティ)の向上を図ることができる。この点、奈良市企業局においては、単年度の予算及び決算はホームページ上で公開されており、また、水道事業に関する経営戦略はホームページ上で公開されているが、【結果1】で述べたように計画と実績の対比が行われていないため、経営戦略の進捗状況等、実施結果については広く住民や議会への公開がなされていない状況にある。</p> <p>経営戦略については、3年から5年程度のスパンで適宜に経営戦略の見直しを実施し、より経営の実効性を高めるよう施策を講じていく必要があることは【結果1】で述べたとおりである。さらに、経営戦略の進捗状況等、実施結果についても、適宜住民や議会へと公開することで、説明責任を果たし、より透明性のある経営が行えるものと考えられる。従って、今後は説明責任を果たすためにも、経営戦略の進捗状況等、実施結果についてもホームページに掲載するなど広く住民や議会へと公開していく必要がある。</p>	経営企画課	措置済	令和6年11月20日に「奈良市水道事業中長期計画(R6改訂)VISION2031」をホームページ上で公開し、上記計画内に経営戦略の内容は含まれております。また、令和7年度中に下水道事業中長期計画の策定も予定しており、同様にホームページ上で公開を予定しております。
95	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 3 決算 (3) 個別の会計処理 ② 共通して発生する間接費について (ア) 2つの会計単位に共通する間接費について イ 結果及び意見 【結果6】 水道事業会計と下水道事業会計に共通して発生する一部の費用を、全額、水道事業会計が負担している。合理的な基準に基づき、下水道事業会計も負担する必要がある。</p> <p>奈良市企業局で発生する費用について、例えば、以下の費用は水道事業会計と下水道事業会計の両会計に共通して発生することが想定されるが、全て水道事業会計が負担している。費用収益対応の原則に従い、両会計に共通して発生する費用については、合理的な基準に基づき、両会計で負担する必要がある。なお、負担の方法については、例えばいずれかの会計が負担金として他方の会計に支払うことが方法の一つと考えられる。また、一旦定めた負担の基準は、継続性の原則(地方公営企業法施行令第9条第5項)から、みだりに変更することは禁止されており、会計規程に負担の基準を定めることが望まれる。</p> <p>・ 減価償却費 事務所用建物は、水道事業会計と下水道事業会計の両方で使用されているが、当該建物の減価償却費が、全て水道事業会計が負担している。両会計で使用しているフロアの面積割合等により負担することが望ましい。</p> <p>・ 人件費 人件費のうち、両会計に共通して発生すると考えられる管理部署である経営部の人件費を、全額、水道事業会計が負担している。人件費総額などの基準により、両会計で負担することが望ましい。 (表省略)</p>	企業出納課 (経営企画課)	措置済	水道事業会計と下水道事業会計の両方に共通して発生する経費については、合理的な負担割合基準を定め、費用収益対応の原則に従い、令和3年度から両会計で負担しております。減価償却費については庁舎内の上下水道事業専有面積により按分し、人件費については上下水道事業に係る職員数により按分することで、下水道事業会計が応分の負担をするよう変更しました。また、その他の両会計に共通して発生する経費についても、合理的な負担割合基準に基づき、下水道事業会計が応分の負担をするよう変更しました。

令和2年度「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」
「結果」の措置状況一覧

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	今回の措置状況		基準日
98	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 3 決算 (3) 個別の会計処理 (イ) 複数のセグメントに共通する間接費について イ 結果及び意見 【結果7】 水道事業会計内の複数のセグメントに共通して発生する一部の費用が、全額、水道事業セグメントに配賦されている。合理的な基準に基づき、その他のセグメントにも配賦する必要がある。</p> <p>水道事業会計について、例えば、以下の費用は各セグメントに共通して発生することが想定されるが、全て水道事業セグメントに配賦されている。この結果、都祁水道事業セグメントと月ヶ瀬簡易水道事業セグメントの赤字が縮減され、水道事業セグメントの利益が減額されていることになる。費用収益対応の原則に従い、各セグメントに共通して発生する費用については、合理的な基準に基づき、それぞれのセグメントに配賦する必要がある。なお、一旦定めた配賦の基準は、継続性の原則（地方公営企業法施行令第9条第5項）から、みだりに変更することは禁止されており、会計規程に配賦基準を定めることが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 減価償却費 事務所用建物は、水道事業会計と下水道事業会計の両方で使用されており、水道事業内ではさらに3つのセグメントで使用されている。しかし、事務所用建物に係る減価償却費の全てが、水道事業会計の水道事業セグメントに配分されている。それぞれのセグメントで使用しているフロアの面積割合等（面積が明確に分からない場合は、下記に記載の人件費と同様の割合を使用することも考えられる。）により、配賦することが望ましい。 ・ 人件費 人件費のうち、下水道事業を行う下水道事業課の人件費、都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の業務を実施する広域官民連携室（事業部の送配水管理センターの下部組織）の人件費以外については、管理部署である経営部の人件費を含め、全て水道事業セグメントに配分している。人件費総額などの基準により、各セグメントに配賦することが望ましい。 (表省略) 	企業出納課 (経営企画課)	検討中	<p>現在、水道事業会計内の複数のセグメントに共通して発生する一部の費用の全額が、水道事業セグメントに配賦されていますが、各セグメントに共通して発生する費用については、合理的な基準に基づいた按分割合を算出し、それぞれのセグメントに配賦し、適切な負担となるよう、令和8年度中の方針決定に向けて検討中です。</p>	令和7年5月31日現在

令和2年度「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」
「結果」の措置状況一覧

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	今回の措置状況	基準日
115	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 4 収入・債権管理 (3) 未収額の状況 ① 未収額の状況 (イ) 結果及び意見 【結果8】 不納欠損処分が適切な時期に実施されていない。適切な時期に不納欠損処理する必要がある。</p> <p>奈良市企業局では、滞留している未収金について、時効到来時でなく年度決算時に一括で不納欠損処分を実施している。さらに、不納欠損処分の対象は同一事業年度に調定した未収金とし、当該未収金のうち最も遅い時効到来時期が属する事業年度末に不納欠損処分をしている。 (中略) その結果、不納欠損処分の対象のうち、大部分の未収金は前年度末には時効が到来済であり、最も早く時効が到来した未収金は1年10か月程度も時効を経過した後には不納欠損処分されていることになる。不納欠損処分は、既に調定されている債権のうち、消滅時効の完成等によって債権が消滅した場合に、未収納の債権の額から消滅した債権の額を除外するための決算上の処理で経常的な処理ではないため、年度末の決算手続で一括で実施することは理解できる。しかし、時効が到来した時期が属する事業年度末でなく、翌年度末に不納欠損処分することは適切であるとはいえない。特に、下水道使用料は公債権であることから時効が到来した時点で債権は消滅しているはずであり、不納欠損処分までの期間が長ければ長いほど、消滅済の債権を回収する可能性が高くなる。少なくとも、時効が到来した時期が属する事業年度末には不納欠損処分を実施する必要がある。 なお、令和元年度に不納欠損処分した未収金について、調定期と時効起算日、そこから導かれるあるべき不納欠損処分時期と、奈良市企業局の不納欠損処分時期を表すと次のとおりとなる。 (表省略)</p>	給排水課	措置済	令和7年5月31日現在

令和2年度「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」
「結果」の措置状況一覧

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	今回の措置状況	基準日	
128	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 5 契約事務 (2) 契約事務に関する調査並びに結果及び意見 ② 結果及び意見 【結果9】 <u>一般競争入札等に係る最低制限基準価格等について、設定金額の算出に用いるモデルが長期間更新されていない。見直しを検討すべきである。</u></p> <p>奈良市企業局では競争入札による工事請負契約において最低制限基準価格等を設定する際は、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等の工事設計金額それぞれに対して、一定割合を乗じて算出することとしている。</p> <p>当該一定割合は、低廉な価格による工物品質の低下防止や、下請業者を含めた公共工事従事者の人件費の上昇等、世間の経済状態を考慮して、国土交通省が数年ごとに改定する。しかしながら、奈良市企業局では平成20年に改正された割合（①95%、②90%、③60%、④30%）を設定したまま更新していない。</p> <p>平成31年3月29日に国土交通省及び総務省が発出した「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」においては、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等の額に、①97%、②90%、③90%、④55%を乗じて得た額とされ、奈良市企業局の採用割合より高い割合が設定されている。そのため、奈良市企業局の最低制限基準価格等は国土交通省及び総務省の示す価格より低価格に算出されることになる。</p> <p>このような状態が継続すると、奈良市企業局では、他の自治体に比べて低廉な価格で落札される可能性が高いと判断して入札者が減り、活発な入札が行われなくなる可能性がある。また、低廉な価格での入札となることで工事の質の確保もできなくなるおそれがある。最低制限基準価格等の算定に際しては、現在の経済状態を適切に反映するために、設定割合については常に見直すことが必要である。</p> <p>また、工事の種類によって、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等の占める金額・比率が異なるため、当該影響を考慮しながら設定割合を見直すことが望ましい。</p> <p>現在、奈良市企業局では、最低制限基準価格等の設定範囲は予定価格に対して70%以上から90%以下とされており、その範囲外の算出時には設定範囲の上限又は下限の金額を最低制限基準価格等とすることとしている。最低制限基準価格等の算出時に用いる割合の引上げに伴い、全体的に算出価格が上がるため、従来の設定範囲が適切ではないケースが生じる可能性があることから、設定範囲の見直しが必要となる。</p> <p>参考に、奈良市企業局において令和元年度に施工された下記2件の工事について、実際に用いられた平成20年の割合と、最新の平成31年の割合での算出金額を比較した。工事案件①、②ともに1割弱、最低制限基準価格等が高く設定される結果となった。 (表省略)</p>	企業総務課	措置済	奈良市企業局における送・配水管工事請負契約に係る入札について、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領で規定し、令和3年度から適用しています。	令和3年9月30日現在
131	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 5 契約事務 (2) 契約事務に関する調査並びに結果及び意見 ② 結果及び意見 【結果10】 <u>再委託先が奈良市暴力団排除条例に基づく措置を講じているかどうかの確認が不足している。確認手続を徹底する必要がある。</u></p> <p>奈良市の契約の相手先は奈良市暴力団排除条例に従って再委託先が暴力団等でないことを確かめる必要があるが、契約の相手先が適切に確かめているかを奈良市企業局で確認する手続が定められておらず、現状、担当課任せとなっており、統一した運用を実施していなかった。結果、確認手続が不足している事例が識別された。</p> <p>契約の相手先が適切に確かめているかについて、奈良市企業局での確認手続を徹底する必要がある。</p>	企業総務課	措置済	再委託をする場合には、奈良市暴力団排除条例に基づく措置を講じた旨の確認書類として、再委託者が暴力団等ではない等の確認項目を加えた「再委託承認申請書」を徴取しています。	令和4年4月1日現在

令和2年度「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」
「結果」の措置状況一覧

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	今回の措置状況		基準日
141	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 6 財産管理 （1）固定資産管理 ③ 取得 （イ）建設仮勘定 【結果11】 工事の実施設計を行ったものの、長期間にわたって工事が行われていない案件がある。今後の対応を検討する必要がある。</p> <p>奈良市下水道事業会計において、平成25年度に支出した実施設計業務委託（834,792円）について、一部の住民の反対により当該工事が実施されていない。当該委託業務は、下水道事業を一般部局の特別会計で運営していた当時に、工事の実施可能性を十分に考慮しないままに支出されたものであるが、奈良市企業局へ反対住民の情報が引き継がれず、接触すべき反対住民が特定できないことが要因で、5年以上もの間、解決に向けた取組が行われていない。過去の支出を無駄にしないためにも、早急に反対住民を特定して接触し、工事を進める必要がある。仮に工事計画の中止を決定した場合は、地方公営企業会計基準に従い、適切に会計処理する必要がある。</p> <p>なお、奈良市企業局発足後は、工事の実施可能性を十分に考慮して実施設計を行っているため、長期間にわたって工事が行われていない案件は発生していない。</p>	下水道事業課	検討中	令和6年度に工事の中止を含めた資産の再評価を行うことを目標としておりましたが、訪問した際の地域住民の意見は依然として割れており、工事を中止する決定には至りませんでした。しかしながら、平成25年度の設計から12年経過しており、当該資産価値についての妥当性をかんがみ、令和7年度中に適切な会計方法を用いて損失処理する方向で検討しております。	令和7年5月31日現在
143	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 6 財産管理 （1）固定資産管理 ④ 管理及び処分 （ア）固定資産の除却・異動及び処分 【結果12】 水道管の除却処理について、実際の除却処理にかかわらず、固定資産台帳上、古い取得年度の水道管から除却処理を実施している。</p> <p>水道管の現物を除却した際、固定資産台帳では、除却対象の水道管と「管種」「口径」が一致する、最も取得年度が古い資産を除却延長分だけ部分除却している。これでは、固定資産台帳が実際の水道管等の配置状況と乖離していくことになり、会計数値の誤りにつながる。固定資産台帳で除却処理する際は、「管種」「口径」のみでなく、取得年度も一致する資産を除却処理する必要がある。さらに、【意見10】に記載のとおり、マッピングシステムと固定資産台帳を結びつける作業により、より正確に除却処理することが可能になると考えられる。</p> <p>なお、固定資産台帳のデータは、現在の奈良市企業局の財政状態を表すだけでなく、将来の水道管の更新投資額を算出するための重要なデータである。このデータが実際の水道管の布設状況と乖離している場合、将来の更新投資額の算出を誤ることにつながりかねない。その観点からも、固定資産台帳からの除却処理を適切に行うことは重要である。</p>	企業出納課	措置済	令和2年度決算分から、取得年度が判明している除却対象水道管については、その年度の資産から除却を行いました。	令和3年9月30日現在

令和2年度「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」
「結果」の措置状況一覧

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	今回の措置状況		基準日
150	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 6 財産管理 (1) 固定資産管理 ⑤ 固定資産の現物確認手続について 【結果13】 固定資産の現物確認手続が有効に機能していないため、適切に現物確認を実施できる体制を構築する必要がある。</p> <p>固定資産台帳から任意に27件を抽出し現物確認を実施した結果、5件が既に除却済であったにもかかわらず、固定資産台帳からの除却処理がなされていなかった。また、固定資産の現物確認の対象に、現物確認が不可能であるはずの水道管及び下水道管が含まれているが、所管課は当該事実と言及することなく、現物を確認した旨の「固定資産現物確認結果報告書」を作成している。</p> <p>奈良市企業局は、会計規程第82条第2項及び第3項に基づき、毎年、固定資産の現物確認を実施しているとのことであるが、有効に機能していないおそれがある。</p> <p>これは、固定資産の現物確認の方法が各課に委ねられており、属人的に行われていることが要因と考えられる。会計処理は固定資産台帳を基に行われるため、固定資産台帳が実態を表していないとなると、会計数値の信頼性にも影響することになる。マニュアル等で現物確認に関する統一した方法を定め、適切に現物確認を実施できる体制を構築する必要がある。 (表省略)</p>	企業出納課	措置済	<p>適切に現物確認を実施するため、従来の確認リストから量水器、配水管設備（導・送・配水管）及び管渠施設並びに目視不可能な資産を除き、確認欄を設けました。また、最低2名（1名は現物を確認し、1名は確認リストを消込む作業を行う。）で調査を行う運用へ変更し、令和3年度現物確認を行いました。</p>	令和3年9月30日現在
156	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 6 財産管理 (2) たな卸資産管理 ② たな卸資産の出納及び実地たな卸 (ウ) 結果及び意見 【結果14】 実地たな卸職員以外の実地たな卸への立会いが必要である。</p> <p>会計規程第78条第3項では、「実地たな卸を行う場合は、所属長は、たな卸資産取扱員以外の職員を立ち合わせなければならない。」と定めている。しかし、奈良市企業局では、たな卸担当職員が1名で実地たな卸を実施している。会計規程に従い、実地たな卸を行う場合は実地たな卸職員以外の職員を立ち合わせる必要がある。</p>	送配水管理センター	措置済	<p>令和3年度の実地たな卸については、会計規程に従い、たな卸資産取扱員以外の職員の立会いのもとで実施しました。</p>	令和5年1月31日現在

令和2年度「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」
「結果」の措置状況一覧

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	今回の措置状況	基準日
156	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 6 財産管理 (2) たな卸資産管理 ② たな卸資産の出納及び実地たな卸 (ウ) 結果及び意見 【結果15】 <u>実効性ある実地たな卸マニュアルの策定が必要である。</u></p> <p>奈良市企業局では、会計規程第78条で実地たな卸について定めている。会計規程では、たな卸明細書の作成と報告、実地たな卸担当者以外の職員の立会い、といった基本的な事項は定めているものの、実地たな卸担当者が実際にどのように実地たな卸を実施し記録するのか、といった具体的に従うべき指針や方法までは定めていない。その結果、実地たな卸が属人的に行われ、実地たな卸の測量記録が残されていないなどの不備が見受けられた。各人が統一的な方法で実地たな卸を行えるよう、実務レベルに落とし込んだ実効性ある要領やマニュアルを整備する必要がある。</p>	送配水管理センター	措置済	令和7年5月31日現在
156	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 6 財産管理 (2) たな卸資産管理 ② たな卸資産の出納及び実地たな卸 (ウ) 結果及び意見 【結果16】 <u>たな卸数量差異の処理方針を再検討する必要がある。</u></p> <p>奈良市企業局は、毎月の実地たな卸でカウントした現物数量と、日々の使用量を基に算出した理論値数量の差異（以下「たな卸数量差異」という。）を把握しているものの、会計処理は理論値数量を基に実施しており、たな卸数量差異は処理していない。これは、たな卸数量差異を、理論値数量の確からしさを検証するために把握しているにすぎないと考えているからである。しかし、たな卸数量差異が理論値数量の7%を超えているにもかかわらず理論値数量を利用し続けている拠点があり、これでは会計上の数値が実態と乖離するおそれがある。たな卸数量差異が僅少であれば、理論値数量を基に会計処理を実施することは許容されると考えられるが、たな卸数量差異が大きければ実際の数量をカウントした現物数量で会計処理する必要がある。どの程度のたな卸数量差異が発生すれば現物数量を基に会計処理するのか、処理方針を再検討する必要があると考えられる。</p>	送配水管理センター	措置済	令和7年5月31日現在